

軽微な訂正に関する補正書による補正について

1 はじめに

生活安全部門関係の申請又は届出（以下、「申請等」と言います。）について、一度警察署に提出した申請書等の記載内容に軽微な訂正が必要となった場合における、補正書による補正の受理を試行運用していたところですが、この度、本格運用を開始することとなりました。

これまでどおり、所定の補正書に必要事項を記載し、決められた方法により申請等をした警察署に郵送することで、再度、警察署へお越しいただかなくても、申請等内容の補正ができるようになります。

2 試行運用期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日まで

3 本格運用期間

令和3年4月1日から

4 郵送補正手続きについて

- (1) 警察署担当者から提出書類の補正連絡を受け、郵送による書類補正を希望する場合は、担当者へ「郵送補正を希望する」旨を連絡してください。
- (2) 補正書を使用して、内容を補正してください。
- (3) 補正書等の必要書類をレターパックや書留郵便等（後日、追跡可能となる方法による）により送付してください。
費用（送料）は、申請者等の負担となります。
- (4) 郵送補正の受理日は、補正書が警察署へ到達した日となります。

5 対象手続

銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法に関する申請等の手続

（ただし、図面の補正及び届出期限内に補正書の到達が見込めないものを除きます。）

6 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全企画課許可等事務指導室

電話番号 073-423-0110

若しくは

申請する警察署生活安全（刑事）課